



平成29年6月13日

各 位

会 社 名 **コーセル株式会社**
代 表 者 名 代表取締役社長 谷川 正人
(コード番号 6905 東証第一部)
問 い 合 せ 先 取締役経理部長 小西 有吉
T E L (076) 432-8151

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成29年6月13日開催の取締役会において、業務執行取締役を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）を導入するため、本制度に関する議案を平成29年8月9日開催予定の第48回定時株主総会（以下「本株主総会」という）に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

本制度の導入は、対象取締役の報酬と会社業績との連動性をより明確にし、当社グループ全体の中長期的な業績向上、企業価値の増大への貢献意欲と株主重視の経営意識を一層高めることを目的としています。

2. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、対象取締役向けの自社株式によるインセンティブ・プランであり、当社を対象取締役に対して、役割・職務・職位に基づき、会社業績指標の達成度に応じて当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度です。対象取締役への当社普通株式の交付は、下記(4)記載の対象期間終了後に行います。

本制度の導入により、対象取締役の報酬は、従来の基本報酬（※）に、本制度に基づく業績連動型の「株式報酬」を加えた構成となります。なお、本制度による株式報酬は、平成24年8月10日開催の第43回定時株主総会において決議された取締役の報酬額の固定枠（年額200百万円以内）および変動枠（前事業年度の当期純利益の1%以内）の合計額の内枠にて付与することを本株主総会に提案します。

（※）基本報酬は金銭報酬であり、毎年改定時に規定（個々の取締役評価を基準）に基づいた基本報酬を決定している。

(2) 本制度の仕組み

本制度は、具体的には、以下の手続に従って実施されます。

- ① 当社は、本制度の導入に関して本株主総会において対象取締役に係る報酬の承認決議を得ます。
- ② ①の承認決議により、当社取締役会において制定された本制度に係る取締役等株式報酬規則の適用が開始されます。なお、本制度は会社業績指標の達成度に応じて当社普通株式を交付することから、本制度の導入時点では、当社普通株式を交付するか否か、および交付する株式数は確定しておりません。

- ③ 当社は、平成30年5月20日で終了する事業年度から平成32年5月20日で終了する事業年度を対象期間とし、対象取締役の役割・職務・職位に基づき、対象期間における事業年度ごとの会社業績の数値目標の達成度に応じて、当社普通株式を交付します。
- ④ 当社が当社普通株式を交付する際は、当社による株式発行または自己株式の処分により行われ、当社普通株式を交付する対象取締役および交付する株式数は、対象期間経過後の取締役会で決定します。この場合、当社から対象取締役に対して金銭報酬債権を付与し、対象取締役は、当該株式発行または自己株式の処分に際して当該金銭報酬債権を現物出資することにより、当社普通株式を取得します。当該金銭報酬債権の金額については、当社普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利とされない範囲内で取締役会において決定いたします。

(3) 本制度導入に係る株主総会決議

本制度の対象期間において、対象取締役に交付する金銭報酬債権の合計額を年間上限300万円とし、交付する当社普通株式の合計株数を年間上限3万株（詳細は下記(5)参照）とします。その他本制度の導入に伴い必要な事項を本株主総会に提案します。

(4) 本制度の対象期間

本制度の対象期間は3事業年度とし、当初の対象期間は平成30年5月20日で終了する事業年度から平成32年5月20日で終了する事業年度までの3事業年度です。なお、上記の当初の対象期間終了後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、次期3事業年度の期間につき、本制度の継続を当社取締役会において承認する場合があります。

(5) 本制度に基づき対象取締役に對して交付される当社株式数

当社は、対象期間の連結売上高、連結経常利益および連結ROEの各目標の達成割合に応じて、基準となる報酬債権の金額（各対象取締役の役割・職務・職位に基づく報酬基準に応じて定める）を定め、それに所定の数値を乗じて、個々の対象取締役に對して給付する報酬債権の金額については交付する株式数を算出します。また、算出した個々の対象取締役に對して交付する株式数に単元未満株式が生じる場合、単元未満株式は切り捨てるものとします。

(6) 対象取締役に對する当社普通株式の交付要件

本制度においては、対象期間が終了し、以下の当社普通株式の交付要件を満たした場合に、対象取締役に對して当社普通株式を交付します。

- ① 対象期間中に取締役として在任したこと
- ② 一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件
- (※1) 対象期間中に対象取締役が当社が正当と認める理由により退任する場合には、退任時までの在任年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付します。
- (※2) 対象期間中に新たに就任した対象取締役についても、在任年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付します。

(注) 当社の監査役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、本制度の導入のための本議案は適切であるとの意見を述べております。

以上